

【回数通行券に係るQ&A】

Q	現在の回数通行券はいつまで利用できるのか。
A ①	新しい料金体系の移行日（6月20日）の前日までは、現在の回数通行券が利用できます。（新しい料金体系の移行日からは、現在の回数通行券が利用できなくなります。また、新料金体系移行後は、回数通行券は発行しません。）
Q	新料金体系の移行後に、現在の回数通行券が残っていたら払い戻ししてもらえるのか。
A ②	未利用分については、能越自動車道管理事務所でその枚数に応じ、平成30年6月20日から平成31年3月31日まで払戻しを行います。
Q	現在の回数通行券に現金を上乗せして利用することはできるのか。 （普通回数通行券と現金150円をあわせて、350円として支払うなど）
A ③	能越自動車道については、回数通行券を廃止するため、回数通行券の利用はできなくなります。 6月20日以降に未利用の回数通行券をお持ちの場合は、お手数おかけしますが、所定の払戻し手続きをお願いします。
Q	新料金体系移行後は新しい回数通行券は発行されるのか。
A ④	新たな回数通行券の発行は予定していません。
Q	回数通行券の払戻しは銀行振込でしてもらえるのか。
A ⑤	現金による払戻しのみとさせていただきます。